

土壌汚染情報公開台帳

(案件No. 5007)

整理番号	111- 0011	調整年月日・契機	令和3年4月21日 (環境確保条例第116条第1項)			
所在地	大田区東糀谷一丁目63-1の一部、63-2、63-4の一部、63-5の一部、64-7、64-8、64-9の一部 (地番)			大田区東糀谷一丁目1番28号 (住居表示)		
訂正年月日・契機	令和3年6月3日・条例第116条の3第1項、令和3年8月12日・条例第116条の3第3項					
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	盈進自動車 株式会社 (令和3年3月10日廃止)		面積	0	m <sup>2</sup> (汚染地)	976.9 m <sup>2</sup> (調査)
汚染状況調査の方法について特筆すべき事項			ガソリンは昭和35年頃以降取り扱われていないことから、本事業所の廃止前に土壌調査を実施した。			
当該土地において講じられた健康被害の防止又は 周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容			汚染土壌の掘削による除去：鉛及びその化合物 (含有量)			
当該土地に第122条第1項第2号の土壌がある場合は、その旨 (汚染の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨)						
当該土地が第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨 (健康被害の恐れがある場合は、その旨)			鉛及びその化合物 (表中第三号に該当)			
当該土地が第55条第3項に該当する場合は、その旨 (埋立地特例に該当する場合は、その旨)						
当該土地が土壌汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は 形質変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨						
備考						
土壌の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類		適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者
	令和3年4月6日	鉛及びその化合物		含有量基準		株式会社フィールド・パートナーズ
	令和3年5月19日	鉛及びその化合物		含有量基準		土地環境株式会社

